

北海道函館盲学校 いじめ防止基本方針

【いじめの基本認識】

- いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと
- いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること
- 関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- いじめ問題は家庭教育の在り方に大きくかかわる問題であること

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。（法第13条）

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、幼児児童生徒（以下、「児童生徒」という。）に対して、本校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条参照）

学校では、「いじめ」と訴えてきた児童生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

(2) いじめの内容

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- ・いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。

- ・いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ・いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ・いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、児童生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- ・いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童生徒を守り通すことは難しい。そのため、児童生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定する。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

3 いじめの未然防止

(1) 人権教育、道徳教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを児童生徒に身に付けさせるとともに、道徳的判断力を養い、規範意識を育てる。
- ・児童生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容し人を思いやることができるよう、人としての「尊さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れ、人権教育の基盤である生命尊重の精神を育み、想像

力や感受性など人間性豊かな情操の高揚を図る。

- ・児童生徒自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、行動できるよう、教育活動全体を通じて、児童生徒の自己肯定感を育み、自尊感情を高める教育を実践する。

(2) 魅力ある授業の実践

- ・総合的な学習の時間、特別活動その他の場面において体験学習の充実を図り、児童生徒が、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。
- ・交流体験学習やボランティア体験、就業体験、社会体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。また、コミュニケーション活動を重視した授業をはじめとし、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を取り入れる。
- ・情報モラル教育、情報リテラシー教育など、インターネット、SNSを中心とした現代社会の情報を正しく判断する考え方や態度、正しく扱うスキルを育む学習を充実させる。

(3) 保護者や地域との連携

- ・授業参観の開催、ウェブページによるいじめ防止基本方針の公開、学校・学級だより等による広報活動等により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・保護者懇談会や学校運営協議会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・子どもがインターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発等を行う。

(4) 教職員の意識向上

- ・「学校いじめ防止基本方針」を共通理解するとともに、児童生徒理解に関する研修や指導援助に関する研修等により、いじめの認知や対応、心のケアに関する情報等を周知する。
- ・「いじめ防止委員会」の役割を明確にし、教職員が報告・連絡・相談を欠かさず行えるよう、普段からの意識付けに努める。

(5) 「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直し（定期的に見直し）

- ・いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、学校の取組を円滑に進めていくため、保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進める。
- ・学校全体でいじめの防止等に取り組むため、実態により児童生徒の意見も取り入れ、より分かりやすい基本方針となるよう努める。

4 いじめの早期発見

(1) 日々の観察

- ・教職員が児童生徒と共に過ごし、いじめの早期発見を図る。
- ・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- ・いじめの相談窓口があることを児童生徒に知らせる。

(2) 組織的対応

- ・学級担任を中心に、全教職員で児童生徒の人間関係の把握に努める。
- ・児童生徒の成長の発達段階を全職員が認識し、丁寧で継続した対応を実施する。
- ・一人一人の教職員が気づきを大切にして、初期段階で速やかに状況（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を生徒指導主事へ知らせるとともに、生徒指導主事がいじめ防止委員会につなげる。

(3) 保護者との連携

- ・学級担任と保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・児童生徒が発する変化のサインを、学校と保護者で共有する。また、特に気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。
- ・携帯電話等、情報機器に関するフィルタリングやSNSの使用状況のチェック等を依頼する。

(4) 教育相談（学校カウンセリング）の実施

- ・日常生活の中での教職員の言葉かけ等、児童生徒や保護者が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・担任による教育相談を定期的実施する。

(5) いじめ実態調査

- ・いじめの把握のためのアンケート調査を、発見の手立ての一つであると認識した上で、年に3回実施する。実施の際は児童生徒の実情に応じて配慮する。

5 いじめの早期対応

(1) 正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの児童生徒から個々にそのときの状況（いつ、どこで、誰が、何を、どのよう）に等）を聞き取り、記録する。
- ・関係教職員と情報を共有し、事案を正確に把握する。

(2) 指導体制、方針決定

- ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・指導体制を整え、対応する教職員の役割を分担する。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

(3) 児童生徒への指導・支援

- ・いじめられた児童生徒の安全を確保し、心配や不安を取り除く。また、児童生徒に寄り添い、全教職員で守り抜く姿勢を徹底する。
- ・いじめた児童生徒に対して、相手が苦しみや痛みを感じていることを理解させた上で、相手との適切なかわり方について考えさせるなど、行為の内容や状況を踏まえた指導を行う。
- ・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得よう心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

(4) 保護者との連携

- ・いじめ事案の事実確認を保護者に丁寧に伝え、解決のための具体的な対策について説明する。
- ・保護者の理解と協力を求め、学校と指導連携について協議する。

(5) 指導計画の作成と組織的対応

- ・ケース会議を実施して指導計画を立て、全職員の共通理解のもとで対応に当たる。
- ・各分掌の役割を明確化し、組織的な取組を行う。

(6) いじめ発生後の対応

- ・生徒指導担当、養護教諭を中心にカウンセリングを実施し、全職員で児童生徒の心のケアを図る。場合によってはスクールカウンセラーによるカウンセリングも行う。
- ・いじめに係る行為が止んでいることやいじめられた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを判断基準として、継続的に指導・支援を行う。

- ・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学校づくりを行う。

6 校内体制

- ・校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置づける。学校安全委員会の安全指導担当グループが委員を兼務する。構成は、校長をはじめとする管理職（教頭）や生徒指導主事、生徒指導部長、小学部主事、中学部主事、寮務主任、寄宿舎舎務部長とする。また、外部から函館児童相談所所長とスクールカウンセラーを構成員に加える。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、養護教諭、学級担任、関係教諭等に加え、事実関係（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）の把握、関係児童生徒・保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については、児童生徒の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

7 いじめの重大事態について

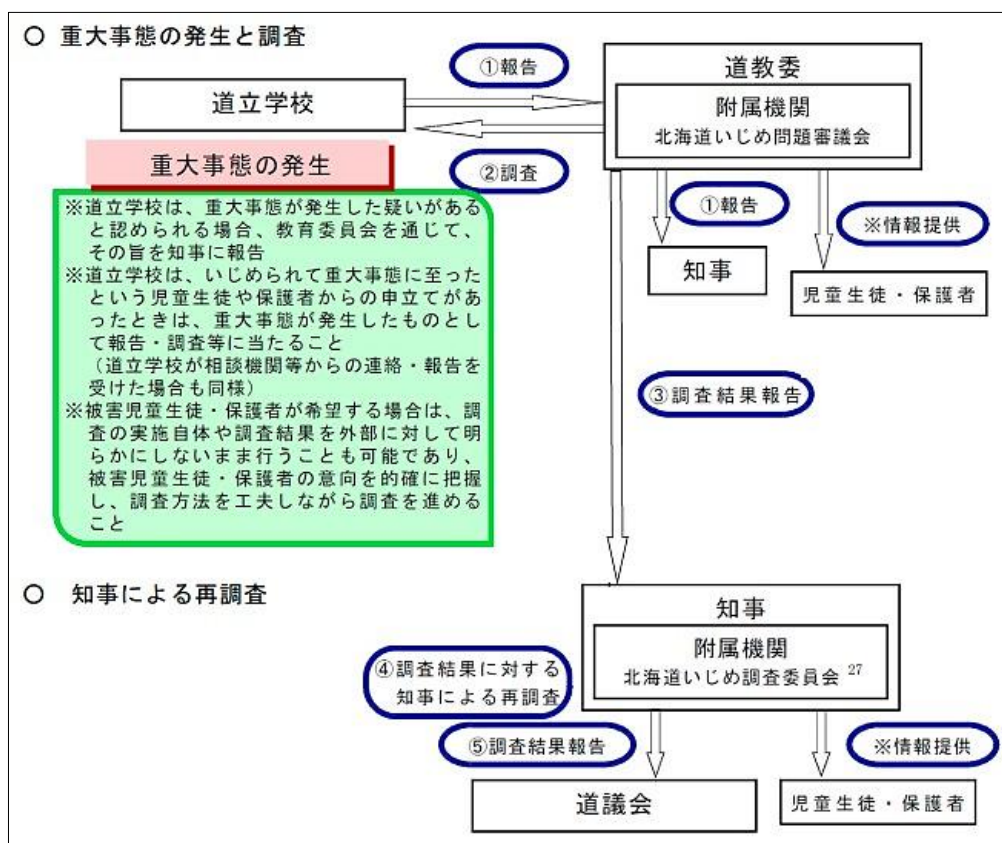
(1) 重大事態とは

- ア いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応する。

(2) 具体的な対応

- ア (1)に記した重大事態が発生した場合、その旨を北海道教育委員会に速やかに報告する。
- イ いじめの事実関係を明確にするため、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの調査を行う。
- ウ 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(3) 北海道における対応



「北海道いじめ防止基本方針」より抜粋

8 関係機関との連携

(1) 教育局との連携

- ・ 関係児童生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言を受けて学校として組織的に動く。
- ・ 関係機関との調整を依頼する。

(2) 警察との連携

- ・ 心身や財産に重大な被害がある場合に必要な報告、情報提供等を行う。
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合に必要な報告、情報提供等を行う。

(3) 福祉関係との連携

- ・ 家庭の養育に関する指導・助言を求め、適切に対応する。
- ・ 家庭での児童生徒の生活・環境の状況を把握する。

(4) 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談機関等を利用する。
- ・ 精神症状についての治療・指導・助言を依頼し、適切に対応する。

附則 この方針は平成26年 3月20日策定
この方針は平成26年 4月 1日施行
この方針は令和 5年 9月20日一部改定